

「DX・販路拡大支援助成金」 交付規程

一般社団法人ノエル

第1章 総則

第1条(目的)

本規程は、一般社団法人ノエル(以下「当法人」という。)が、中小企業等のDX化推進及び商品・サービスの販路拡大を支援するために実施する助成金制度(以下「本助成金」という。)の運営及び交付に関し必要な事項を定め、もって中小企業の経営基盤強化及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。

第2条(事業形態)

本助成金は、寄付金再分配型(非営利還元型)により運営する。

1. 寄付者(個人・企業) → 当法人への寄付金
 2. 当法人 → 助成事業者への助成金交付
 3. 助成事業者 → DX化・販路拡大の取り組みを実施
- 当法人は、寄付金の適正管理と透明性を確保しつつ、本助成金を運用する。

第3条(定義)

本規程における用語の定義は、次のとおりとする。

1. 対象事業者
当法人が定める要件を満たし、DX化又は販路拡大に取り組む事業者
2. 助成対象事業
第6条に定める取り組み
3. 助成対象となる取り組み
第7条に定める、当法人が指定する取り組み
4. 事業計画書
取り組みの内容・目的・成果等を記載した書類

第2章 対象事業及び取り組み

第4条(助成対象者)

本助成金の対象となる事業者は、次の要件を満たす者とする。

1. 日本国内で事業を営む中小企業又は個人事業主
2. 当法人が定める対象事業に該当する者
3. 反社会的勢力でないこと
4. その他、当法人が不相当と判断しない者

第5条(助成金額・採択件数)

1. 助成金額は、助成対象となる取り組みの総数で決定する。
2. 1事業者あたりの採択取り組み数は、公募要項にて定める。
3. 助成対象となる取り組みの助成額は別紙に定める。
4. 予算額の範囲内で交付する。

第6条(助成対象事業)

本助成金の対象となる事業は、以下のいずれかとする。

1. DX化に資する取り組み
2. 販路拡大に資する取り組み

第7条(助成対象となる取り組み)

1. 基本原則

助成対象は経費ではなく、**取り組みの実施そのもの**とする。

所定の取り組みを実施し、成果報告を行った場合、助成金を交付する。

2. DX化に資する取り組み

(代表例)

■業務効率化

AI-OCR、RPA、電子契約、給与自動化 等

- データ活用
BI導入、KPI管理、AI予測、データ経営 等
- 営業管理
CRM、SFA、顧客管理、営業可視化 等
- EC対応
EC構築、決済導入、レコメンド 等
- 製造DX
IoT、工程管理、品質分析 等
- 人事教育
eラーニング、AI評価、教育管理 等
- 業務基盤
クラウド、API連携、セキュリティ 等
- AI活用
生成AI、音声AI、契約チェック 等
- 高度DX
デジタルツイン、ブロックチェーン 等
※詳細は別紙一覧に定める

3. 販路拡大に資する取り組み

(代表例)

- 広告
LP制作、広告運用、SEO 等
- SNS
Instagram、TikTok、YouTube 等
- EC
EC出店、越境EC 等
- 営業
展示会、オンライン商談 等
- ブランド
PR、動画、ブランディング 等
- 導線
診断、LINE、メルマガ 等
- LTV
CRM、会員制度 等
- 新市場
海外展開、新商品 等
- チャンネル
D2C、代理店 等
- データマーケ
分析、ROI改善 等
※詳細は別紙一覧に定める

4. 助成要件

以下を満たす場合に助成対象とする。

1. 取り組みを実施していること
2. 実施内容を証明できること

3. 成果又は進捗を報告すること

5. 対象外

以下は対象外とする。

1. 実施が確認できないもの
2. 虚偽報告
3. 取り組み未実施

第3章 申請及び審査

第8条(公募)

1. 本助成金は公募方式により実施する。
2. 公募内容は当法人ウェブサイトにて公開する。

第9条(申請手続)

申請者は以下を提出する。

1. 申請書
2. 事業計画書
3. その他必要書類

第10条(審査方法)

審査は以下により実施する。

1. 書類審査
2. 必要に応じ面談審査

第11条(審査基準)

審査は以下に基づく。

1. 取り組みの必要性
2. 実行可能性
3. 期待される効果
4. 公益性

第4章 交付及び義務

第12条(交付決定)

採択者は当法人公式ウェブサイトにて公開する。

第13条(交付方法)

助成金は一括又は分割で交付する。

第14条(助成事業者の義務)

助成事業者は以下を遵守する。

1. 取り組みを実施すること
2. 証拠資料を保管すること
3. 報告に応じること

第5章 報告・返還

第15条(実績報告)

助成事業者は以下を提出する。

1. 実績報告書
2. 実施証明(画像・URL等)
3. 成果資料

※経費証憑は不要とする

第16条(返還)

以下の場合、返還を命じる。

1. 虚偽申請
2. 未実施
3. 不正行為

第6章 情報公開・管理

第17条(情報公開)

当法人は以下を公開する。

- ・制度概要
- ・採択結果
- ・成果概要

第18条(個人情報)

適切に管理し、必要に応じ匿名化する。

第19条(管理責任)

最終責任者は代表理事とする。

第7章 その他

第20条(規程の改定)

本規程は理事会により改定する。

附則

本規程は、令和7年10月1日より施行する。